

様式(細則 5-2)

平成 31年 月 日

浜田市議会議長 川神 裕司 様

議員名 沖田 真治



## 調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 平成31年3月25日(月) 10:00~17:00

### 2. 研修内容

(株)地方議会総合研究所セミナー

①『質問力を高め、質問力を活かすために』

講師：元大田区代表監査委員 森 透 氏

- 自治体の役割
- 一般質問からの政策実現をめざして
- 一般質問に期待するもの
- 質問力を高め、質問力を活かすために
- 一般質問のサイクル
- よりよい地域社会をつくっていくために

②『効果的な質問・質疑のチェックポイント』

講師：地方議会総合研究所代表取締役 廣瀬 和彦 氏

- 質問（基礎編）
- 質問（応用編）

### 3. 研修先

(株)地方議会総合研究所

アットビジネスセンター池袋駅前別館607号室

4. 調査経費 64,021円

(経費内訳 受講料、航空券萩石見～羽田～会場、ホテル往復交通費、宿泊費)

交通費（往復航空券） 24,380円

宿泊費（島根イン青山） 11,800円

交通費（移動費） 2,841円

受講料 25,000円

### 5. 調査研究活動の概要

別紙のとおり



## 【研修の概要】

○研修名：『質問力を高め、質問力を活かすために』『効果的な質問、質疑のチェックポイント』

○日時：平成31年 3月25日（月）10：00～17：00

○場所：池袋アットビジネスセンター池袋駅前別館607号室

○主催：(株)地方議会総合研究所

本セミナーは(株)地方議会総合研究所が主催する議員研修で、大和大学準教授 田中富雄氏が講師で有ったが病気の為、急遽 森遼氏と広瀬和彦氏に変更となった。内容については変更なしとの事で、岡本正友、野藤薰、沖田真治の3名で受講した。

### 1. 『質問力を高め、質問力を活かすために』 講師：森 遼 氏

#### （1）一般質問からの政策実現をめざして

##### ● 政策実現の困難性

新しい政策は実現しにくい。先進事例の横出し（提案）なら、行政は動ける。財政的な裏付けが必要である。しかしハイリスク、ハイリターンの提案なら動けるか？

#### （2）一般質問に期待するもの

##### ● 一般質問の機能と役割

代表質問との違い。代表質問は首長が答弁（重たい）、一般質問は監査型の質問や財政などを確認し、具体的に提案すると実現可能性がある。

福祉系は実現しやすいが、まちづくり系は難しい。自治体の財政力によるが、介護など福祉系は提案すると現場が作る（良いサービスだと、仕事を増やす）

#### （3）質問力を高め、質問力を活かすために

##### ● 求められる、議会・議員の変化

- ① 様々な情報（各国の軍事費など世界情勢）は地方の政策へも影響する。
- ② 定年後の再雇用の現状や契約の落札率なども知識として知るべき。
- ③ 首長、部長の力量で質問を組み立てる。質問は膨らませない。
- ④ 各課の課長や係長の名前は知っておく事。

#### （4）よりよい地域社会をつくっていくために

##### ● 求められる議会と議員の覚悟

予算で前年と同じでは新しいものは出来ない。斬りこみ隊長として『物言う議員』で無いといけない。市民は見ている！

## 2.『効果的な質問・質疑のチェックポイント』講師：広瀬 和彦 氏

### (1) 質問の意義

一般質問の意義や根拠、種類（代表、一般、緊急、関連、文書）を解説  
一般質問は当該団体の事務全般が対象だが、疑問点と自己の意見（提案）のバランスについて説明。

### (2) 通告と事前聞き取り、答弁調整

質問通告書の必要性について説明、質問者の数、順序、執行機関の答弁準備の為である。

質問原稿作成での支援機関の紹介や住民の声、担当の部や課の聞き取りなどの説明。一般質問での様々な事例（質問書や答弁書）の紹介と解説

・・・鶴岡市議会、豊後大野市

### (3) 一問一答の活用手法

該当する会議規則の説明と一問一答制を採用している自治体の人口規模をデーターで示す。そのメリットは①傍聴者が理解しやすい ②論点・争点が明確 ③答弁漏れが少ない。デメリットは①重複質問有り ②答弁の負担増 ③質問数が減少など。

問題点としては回数制限出来ないので、時間制限による運用が多い事。再質問までは乗り切れば安堵したり、再々質問以降はおざなりになる例もある。

### (4) 質問の範囲

第三セクターや一部事務組合（議会が設置されている）に対する質問の是非や問題点の解説、また議長への質問や、議会事務局長への質問、長への個人的な見解を求める事など解説。

### (5) 無通告による質問の取り扱い

会議規則による解説だが、議長や議運での調整や決定に委ねられている

### (6) 重複質問

適当でない事は議員が自覚しているが、多い場合は執行部答弁を簡単にする。

### (7) 質問における要望

議会は執行機関に対する要望団体では無い。住民のニーズを本会議場で反映し執行部の公式の所信や対策を求める。政策論争をし知恵を出し、より良い施策、経費の効率的使用を図る事が目的である。

### (8) 議場への携帯品の持ち込み

## 全国の議会におけるパソコン・タブレットの議場、委員会への持込み状況の解説

### (9) 効果的な質問を行うまでの留意点（9項目）

- ① 公表された数字や事業の確認の質問
- ② 論点が多すぎる質問
- ③ 地方公共団体に関わらない個別的事項の質問
- ④ 根拠や証拠のない質問
- ⑤ 当該地方公共団体が関与できない事務に関する質問
- ⑥ 政治信条の表明に終始する質問
- ⑦ 何を質問したいか判らない質問
- ⑧ 先進事例の取入れを要求する質問
- ⑨ 住民意見を述べるだけの質問

### (10) よりよい答弁を引き出す方策

- ① 判りやすい具体的な質問
- ② 明確な論点、代表としての自覚、施策の実現への質問
- ③ 起承転結の質問
- ④ 市長の立場に立った質問
- ⑤ 『検討する』の答弁については、進捗状況の確認をする事

### 【所 感】

全国各地からの34名の議員が研修に参加。質問の組み立てや論点を明確にする重要性について深く考えること。常に住民の目線であること「物を言う議員」として何をすべきかを再認識することができた研修であった。今後も議員としての資質を上げ、市政に鋭く切り込むことが出来るように頑張ることを新たにした研修でした。

### 廣瀬 和彦 先生の講義

